

主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付に関する処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社に雇用され、車両係としてバス等の誘導業務に従事していたところ、平成○年○月○日、誘導していたバスに左足を巻き込まれ負傷した。

請求人は、同日、C病院に受診し、「左足関節開放骨折、左膝挫創」と診断され、以後、複数の医療機関で療養の結果、平成○年○月○日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、請求人の左足関節が強直していることから障害等級第8級の7「1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものに」に該当する旨主張しているため、請求人に残存する障害の程度について、「障害等級認定基準」（労働省（現厚生労働省）労働基準局長通達昭和50年9月30日付け基発第565号。以下「認定基準」という。）に基づき、以下検討する。

(1) D医師は、認定意見書において、請求人の左足関節の主要運動を「屈曲（底屈）0度、伸展（背屈）20度」と記載しており、関節可動域は20度であると評価している。

(2) 一方、E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、請求人の左足関節を「底屈-20度、背屈-20度」と記載しているものの、後日、請求代理人が提出した平成〇年〇月〇日付け意見書（2）及び添付資料において、同記載の誤りを認め、「底屈+20度、背屈-20度」と修正した上で、「平成〇年〇月〇日時点で請求人の左足関節可動域は0度である」旨述べている。なお、同医師による測定値の表示は、基本肢位を0度とし、底屈20度（背屈-20度）の位置で固定しているというものである。

(3) また、診療録及び看護記録において、「平成〇年〇月〇日；ROM 左足背屈0度、屈曲10度」、「平成〇年〇月〇日；左足関節DF（背屈）0度、PF（屈曲）10度、左足関節拘縮」、「平成〇年〇月〇日；PT後は歩行良く

なるが、朝は特に動けない。」、「平成〇年〇月〇日；ROM 左足背屈0度、底屈20度」、「平成〇年〇月〇日；ROM 足背屈0度、足関節の可動域制限」及び「平成〇年〇月〇日；リハビリ直後は、足関節はちょっと柔らかくなるが、すぐに元に戻る。」等と記載されている。

(4) 以上のとおり、上記両医師において、左足関節の測定値には差異があり、また、診療録及び看護記録においても、日によって左足関節の可動域が異なっている状況が確認されたことから、当審査会では、E医師に対して改めて意見を求めたところ、同医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「左足関節は底屈20度で尖足拘縮、背屈-20度。この可動域は治癒時点でも同じである。請求人は激しい疼痛を伴っていたので、リハビリの効果や日によって足の可動域が変わっていた可能性が高い。」と回答した。

(5) 当審査会は、上記医師らの医学的所見、診療録・看護記録及び画像所見を含めた一件資料を精査したところ、請求人の左足関節は症状固定時において底屈20度の位置で固定し、可動領域がないとするE医師の測定結果を基に認定することが妥当であるものと判断する。

(6) したがって、請求人の左足関節は強直しているものと認められ、その残存する障害は「1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの」であり、障害等級第8級の7に該当するものと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は、本件再審査請求では特に争われていない他の障害と併合して、障害等級第8級を超えることは明らかであり、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は誤りであって、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。